

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	手稲区土木センター吸収冷温水機修繕業務
発 注 課	手稲区土木部維持管理課
選 定 事 業 者	(株) 日立ビルシステム北海道支社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
手稲区土木センターの吸収冷温水機は2012年10月に設置し、毎年、年3回の保守点検と消耗部品交換などを続けています。 こうした点検の中で、操作盤と各種センサーがメーカーの耐用年数である10年を経過し劣化も進んでいることから、交換が必要であるとの点検結果がありました。また、冷却水系統チューブの内部に錆等異物が付着し、つまることで、機器で発生した熱が冷却されずオーバーヒートに近い状態となっているとの警報が発生したため、開放点検及び洗浄作業が必要であると勧められていました。 吸収冷温水機の冷房の仕組みは大まかに蒸発（気化熱の利用で冷やす）、吸収（吸収液が水蒸気を吸収）、再生（薄くなった吸収液を加熱し濃度を戻す）、凝縮（水蒸気を冷やして水に戻す）のサイクルが一般的なものとなっていますが、このサイクルでの温度と圧力の設定、省エネや環境性能の向上、耐久性や安全性の確保などは、各メーカーが有する独自の技術を集約し性能の向上を図ってきたことから、独自の部品やノウハウが多くあります。 今回行う修繕業務のうち、操作盤等交換については、操作盤や各種センサーを機器に合わせて製造、組み立てる必要があります。既存設備との適合を考慮した作業を伴うため、専門的な知識や技術力を要します。 また冷却水系統チューブの開放点検・洗浄についても、機器全体の精密な構造を深く理解し、適切な箇所水室ケースを溶接切断する必要があります。さらには機器本体にダメージを与えないための薬品洗浄のノウハウなど、長年の経験と知識に裏打ちされた高度な専門技術が不可欠となります。 (株) 日立ビルシステムは、開発メーカーである日立アプライアンス社より、自社の製品に対する品質保持と安全確保のため、その固有の技術と知識を継承し、適切な保守サービスを提供できる唯一の業者と認定されています。万が一、機器にトラブルが発生した場合、その原因究明から復旧までの緊急対応、さらには発生した問題に対する責任の所在を明確にした対応が迅速かつ確実に行えるのは、この認定された専門業者のみです。 以上の理由により、本件は競争入札に適さないことから、当該業者を選定します。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和7年9月16日